

2023年7月10日 全15頁

2012～2022年の家計実質可処分所得の推計

「30代4人世帯」のモデルで実質可処分所得が伸び続ける

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2012年から2022年の賃金統計等をもとに、5つのモデル世帯を設定し、第2次安倍政権以後における家計の実質可処分所得の推移を推計した。
- 2021年から2022年にかけては、賃金上昇を上回る物価上昇があったこと、および子育て世帯では2021年の特別給付金（18歳以下の子ども1人あたり10万円支給）の効果が剥落したことにより、5つのケース全てで実質可処分所得は減少した。
- 特別給付金を除いた長期トレンドを見ると、「30代4人世帯」のモデルで実質可処分所得の増加が続いている。30代有配偶女性は正規雇用での就業率が大幅に上昇し、女性の賃金上昇が実質可処分所得の増加をもたらしていた。
- 2012年から2022年にかけて物価は8.25%上昇しており、所得税・住民税の実効税率の上昇と、実質でみた児童手当の目減りが生じている。「30代4人世帯」と「40代4人世帯」のモデルでは、これらの合計が年4万円程度の実質可処分所得の押し下げ要因となっている。

[目次]

はじめに～推計の見方	2ページ
1. 推計結果の概要	4ページ
2. 賃金・就業率の動向	7ページ
3. ケース別の実質可処分所得の変動要因	12ページ

はじめに～推計の見方

「実質可処分所得」とは

本レポートでは、賃金・物価等の統計をもとに、第2次安倍政権以後の2012年から2022年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を推計する¹。

家計の暮らし向きを判断する際に、本レポートでは「実質可処分所得」という指標を用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差し引き、手当等（児童手当など。2020年の一律1人10万円の特別定額給付金、2021年の18歳以下1人10万円の給付金を含む²）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

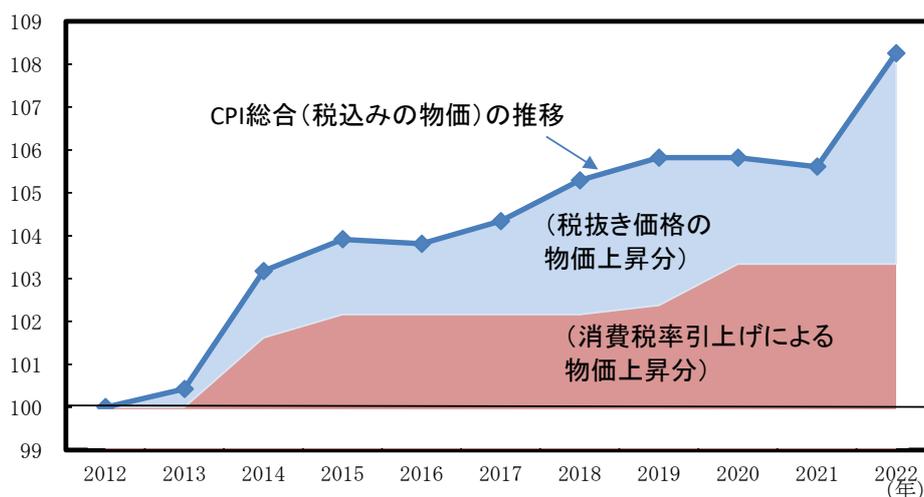
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当等}$$

さらに、可処分所得から物価変動の影響を取り除き（2012年を基準として）、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年(2012年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」(税込みの値)を用いた。CPI総合は2012年から2022年にかけて8.25%上昇しており、うち3.34%ptが消費税増税によるもの(大和総研試算)、4.91%ptが消費税増税以外の要因によるものである(図表1)。2022年においては、資源価格の高騰や円安などの影響を受けて2.5%の物価上昇となった。

図表1 消費者物価指数(CPI)総合の推移(2012年=100)



(出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

¹ 是枝俊悟・渡辺泰正「[2012～2021年の家計実質可処分所得の推計](#)」(2022年6月4日、大和総研レポート。以下、前回レポート)の更新版である。

² 本推計では、各年齢階級において平均的な所得を得る世帯が受けられる給付として、他に、臨時増額の児童手当、幼児教育無償化による保育料軽減額を考慮した(高等教育無償化などは考慮していない)。

モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、現役世代のうち代表的な年齢・性別の賃金動向をカバーするものとして、ケース①20代単身男性、ケース②20代単身女性、ケース③30代4人世帯、ケース④40代4人世帯、ケース⑤50代4人世帯の5ケースとした。ケース③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級（10歳刻みの範囲）に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の図表2のように設定した。

働き方については、夫(男性)については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率の違いがあまり見られないため、全員を「フルタイム」と設定した。

妻(女性)については、年齢階級ごとに就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、ケース③～⑤においては、女性の働き方別に「フル共働き4人世帯(3A/4A/5A)」「パート共働き4人世帯(3B/4B/5B)」「片働き4人世帯(3C/4C/5C)」と、それぞれ3つずつサブケースを設定し、サブケースごとの実質可処分所得を求めた。その上で、3つのサブケースにおける実質可処分所得を構成比（図表2の算式で推計）で加重平均することで、ケース③～⑤の実質可処分所得を求めた。

それぞれのケースにおける給与水準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における男女別・年齢階級別・フルタイム/パートタイム別の各年の平均額を用いた。

図表2 本レポートにおけるモデル世帯の設定

ケースNo.	ケース名	(夫婦の)年齢	子どもの年齢	夫(男性)の働き方	妻(女性)の働き方	加重平均時のウエイト
①	20代単身男性	20代	-	フルタイム	-	-
②	20代単身女性			-	フルタイム	-
③	30代4人世帯	30代	4歳と1歳	ケース3A～3Cを下記ウエイトで加重平均		
3A	30代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
3B	30代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
3C	30代片働き4人世帯			専業主婦	専業主婦	女性無業率
④	40代4人世帯	40代	小6(12歳)と小3(9歳)	ケース4A～4Cを下記ウエイトで加重平均		
4A	40代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
4B	40代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
4C	40代片働き4人世帯			専業主婦	専業主婦	女性無業率
⑤	50代4人世帯	50代	大2(20歳)と高2(17歳)	ケース5A～5Cを下記ウエイトで加重平均		
5A	50代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
5B	50代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
5C	50代片働き4人世帯			専業主婦	専業主婦	女性無業率

(注1) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」を「フルタイム」、「短時間労働者」を「パートタイム」とみなす。

(注2) 「女性就業率」は総務省統計局「労働力調査」による有配偶女性の就業率を用いた。

(注3) 「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における有配偶女性雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

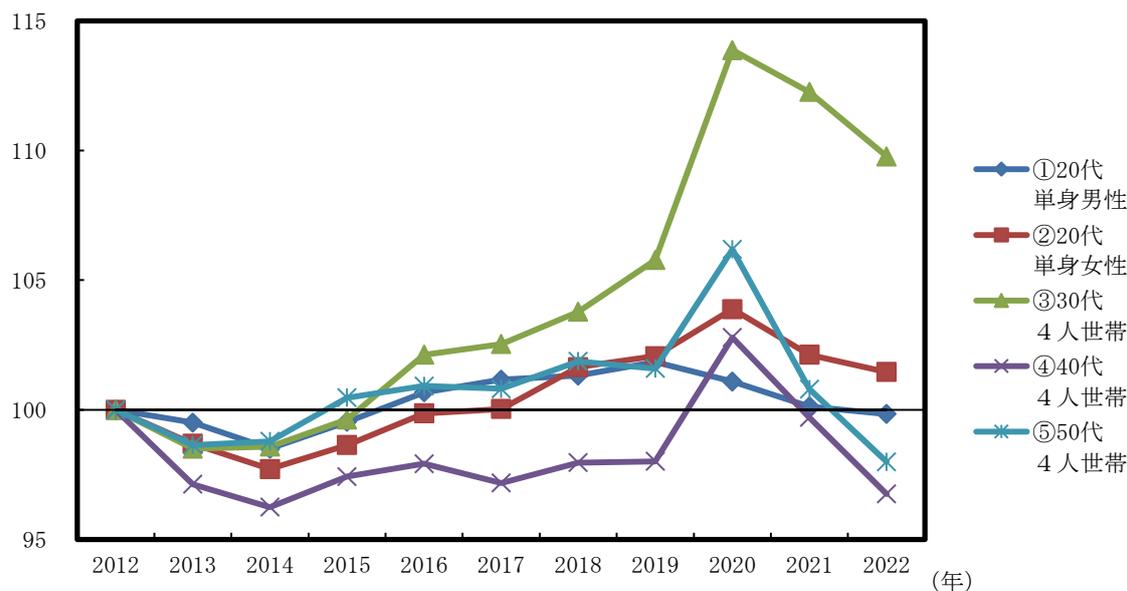
(出所) 大和総研作成

1. 推計結果の概要

特別給付金を含む推移

モデル世帯別の実質可処分所得の推移は次の図表3のように推計された。

図表3 モデル世帯別の実質可処分所得の推移（2012年=100とした指数）【特別給付金を含む】



(出所) 大和総研推計

①～⑤までの5つのケースを概観すると、2012年から2014年にかけては世帯年収の増加が消費税率引き上げなどによる負担の増加に追いつかず実質可処分所得が減少傾向にあった。しかし、2014年から2019年にかけては負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加するトレンドにあった。

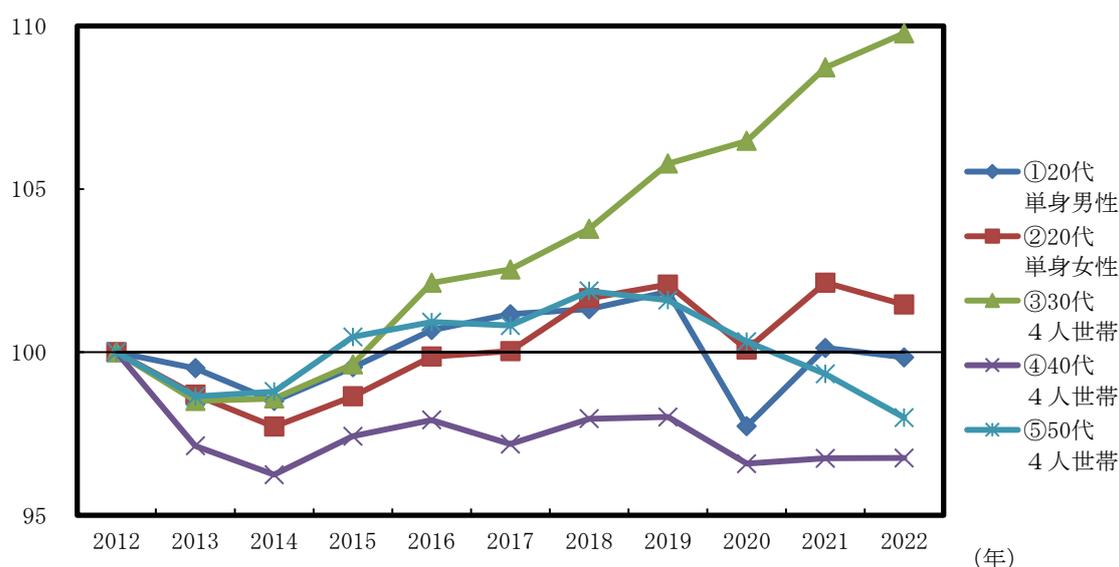
2019年から2020年にかけては、コロナ禍で賃金や（女性の）就業率が低下したこと、および消費税率10%が通年化したことが実質可処分所得の下落要因となったが、2020年の1人あたり10万円の特別定額給付金の影響が大きく、ケース②～⑤で実質可処分所得が増加した。

2020年から2022年にかけては、名目賃金は回復に向かっているが、コロナ禍における特例的な給付金が縮小された影響（2020年は全員1人あたり10万円給付、2021年は18歳未満のみ1人あたり10万円給付、2022年は一律給付なし）と、2022年の急速な物価上昇の影響を受け、ケース①～⑤の全てで実質可処分所得は減少している。

特別給付金を除いたトレンド

特別定額給付金や18歳以下への子どもへの給付金（以下、特別給付金と呼ぶ）はコロナ禍における特例的な給付である。これらを除外して実質可処分所得を算出し、いわば「家計の実力」の推移を見たものが図表4である。

図表4 モデル世帯別の実質可処分所得の推移（2012年=100とした指数）【特別給付金を除く】



（出所）大和総研推計

図表4を見ると、ケース③（30代4人世帯）では、コロナ禍や2022年の物価上昇があっても、2014年以後の長期的なトレンドとして実質可処分所得が伸び続けていることが分かる。2022年時点の（特別給付金を除いた）実質可処分所得が2012年比で9.8%高い水準となっている。ケース③においては、第2次安倍政権以後に進展した「女性活躍」による暮らし向きの改善効果を大きく受けている。保育所や育休制度の整備などにより、女性が正規雇用で働き続けられるようになったことで、家計所得が大きく伸びている。これに加え、2019年10月からは幼児教育無償化も実質可処分所得を伸ばす要因となっている。

ケース①（20代単身男性）・ケース②（20代単身女性）では、2014年から2019年にかけて実質可処分所得が改善し、2019年時点では2012年比で2%程度高い水準となっていた。両ケースではコロナ禍で2020年に実質可処分所得が落ち込んだ後、2021年は回復したが、2022年は賃金上昇が物価上昇に追い付かず、再び低下している。2022年の実質可処分所得は概ね2012年と同水準である。30代ほどの目に見えた改善はないが、消費税率10%への引き上げを経ても20代の暮らし向きも悪くはないといえる。

ケース④（40代4人世帯）では、主に男性の賃金が伸びないことが要因となり、コロナ禍以前からの実質可処分所得の伸び悩みが継続している。

ケース⑤（50代4人世帯）は、2014年から2019年までケース①・②・③と同様に実質可処分

所得が増加傾向にあったが、2019年からはトレンドが反転し、主に男性の賃金の低下による実質可処分所得の減少が続いている。これは、賃金カーブのフラット化や、就職氷河期世代の先頭が50代に差し掛かった世代的な要因などが考えられる。

インフレ時の税制・児童手当の名目固定による影響

2012年から2022年にかけて物価は8.25%上昇しているが、所得税・住民税の各種控除額や児童手当の支給額は名目で固定されている。このため、物価と賃金と同じ割合で上昇した場合、所得税・住民税はそれを上回る比率で上昇し（ブラケット・クリープ）、実質の児童手当は目減りする現象が生じる³。

5つのモデル世帯における試算では、ブラケット・クリープによる影響は一定以上の所得のあるケース③・④・⑤で年2万円程度、児童手当の目減りはケース③・④で年2万円程度、両者が重なるケース③・④では、合わせて年4万円程度の実質可処分所得の押し下げとなっていた。

図表5 インフレ時の税制・児童手当の名目固定による実質可処分所得の減少額

2012年から2022年にかけての影響額 (単位:万円、年額)	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤
	20代単身男性	20代単身女性	30代4人世帯	40代4人世帯	50代4人世帯
ブラケット・クリープによる影響	-0.36	-0.19	-2.21	-1.72	-2.50
インフレによる児童手当の目減り			-2.29	-1.83	
名目固定による実質可処分所得の減少の計	-0.36	-0.19	-4.50	-3.55	-2.50

(注) 2012年を基準として所得税・住民税に完全なインフレ調整がされたと仮定した場合の実質可処分所得と、実際の実質可処分所得との差をブラケット・クリープによる影響とした。

(出所) 大和総研作成

次の図表6は、1974年以後の所得税の課税最低限（基礎控除＋給与所得控除の最低額）とCPI総合の推移を示したものであり、1995年までは所得税のインフレ調整が行われていたことが分かる（住民税も同様の調整が行われていた）。その後、長らく日本の物価は上昇せず、インフレ調整の必要はなかったが、2022年時点では直近の改正時（1995年）からの累積の物価上昇率が6.7%に達しており、そろそろインフレ調整を検討してもよい時期だろう。

児童手当は、民主党政権時の「子ども手当」の時期を経て、2012年に現在の姿になってから一度も給付額の変更は行われていない。2012年からの累積の物価上昇率が2022年時点で8.25%に達していることを踏まえると、児童手当の実質価値を維持するための支給額の調整を検討してもよいものと考えられる。

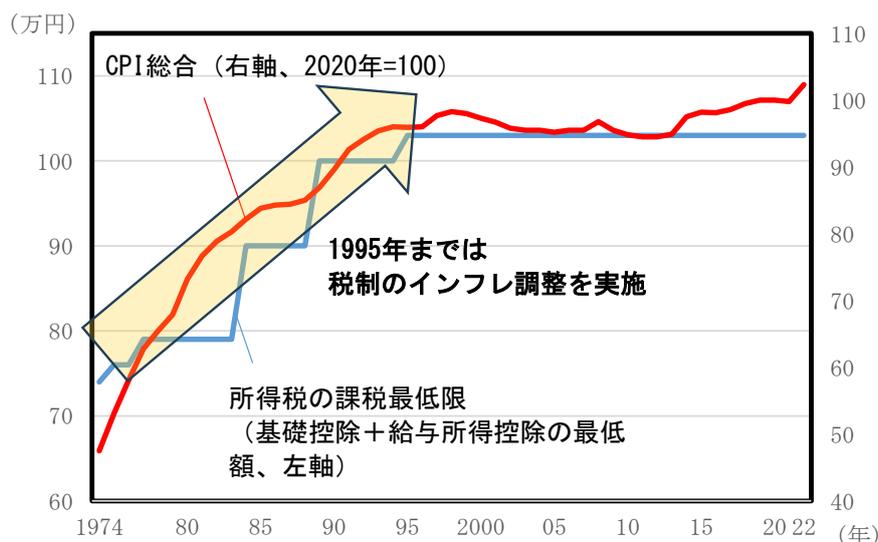
もっとも、日本では、平成の30年間にわたって所得税の再分配機能が弱まっていて⁴、諸外国

³ なお、社会保険料と消費税は定率であるため、物価と賃金が同率で上昇した場合の実質可処分所得への影響は（パート労働者が社会保険加入の年収下限をまたぐ場合を除いて）中立である。

⁴ 是枝俊悟「平成の30年間、家計の税・社会保険料はどう変わってきたか」（2018年6月21日、大和総研レポート）を参照。

と比較すると、日本の所得税は所得の上位 40%程度までの者の負担が少ない構造にある⁵。物価が上がらない中で給付や控除額を減らす調整よりは、物価上昇時に給付や控除額を「増やさない」形での調整は、比較的痛みが小さく受け入れられやすい⁶。物価上昇時は、日本の税や社会保障給付の構造を見直す好機であり、この機会に、低所得世帯に限って給付や控除を拡大するなど、再分配型の調整を行うことも考えられる。

図表 6 所得税の課税最低限と CPI 総合の推移



(出所) 総務省「消費者物価指数」および税法をもとに大和総研作成

2. 賃金・就業率の動向

男性の年収は 30 代以下ではほぼコロナ禍前に回復、氷河期世代は低迷が続く

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による 2012 年から 2022 年までの男性・一般労働者の平均年収の動向は、次の図表 7 に示される。

20 代・30 代は、2012 年から 2022 年にかけて少しずつ年収が増加している。コロナ禍において 2020 年に賃金が落ち込んだが、2021 年および 2022 年は再び増加し、2022 年時点では概ねコロナ禍前の 2019 年の賃金水準に戻り、2012 年比で 6~9%程度増加している。

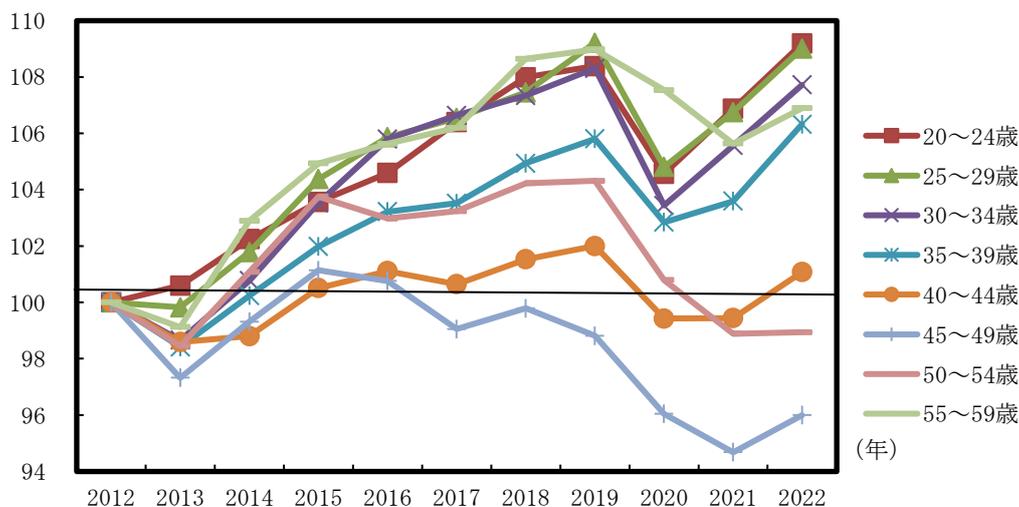
他方、2022 年現在の 45~49 歳は、2022 年の年収が 2012 年比で 4%低く、その前後の年代である 40~44 歳、50~54 歳も、2022 年の年収が 2012 年とほぼ同水準に留まる。これは、いわゆる「就職氷河期世代」⁷につき、世代として賃金が低い状態が継続していることがうかがえる。

⁵ 是枝俊悟・斎藤航・渡辺泰正「金融所得課税を含む所得税の垂直的公平性の国際比較」(2022 年 3 月 31 日、大和総研レポート) 参照。

⁶ 年金のマクロ経済スライド(給付調整)が、物価(と賃金の)上昇時に限り、その上昇率の範囲で行われる制度設計になっているのはこのためである。

⁷ 「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」(2019 年 5 月 29 日決定)では「概ね 1993(平成 5)年~2004(平成 16)年に学校卒業期を迎えた世代」を就職氷河期世代としており、大卒であれば 1971 年~1982 年ごろに生まれた世代に相当する。

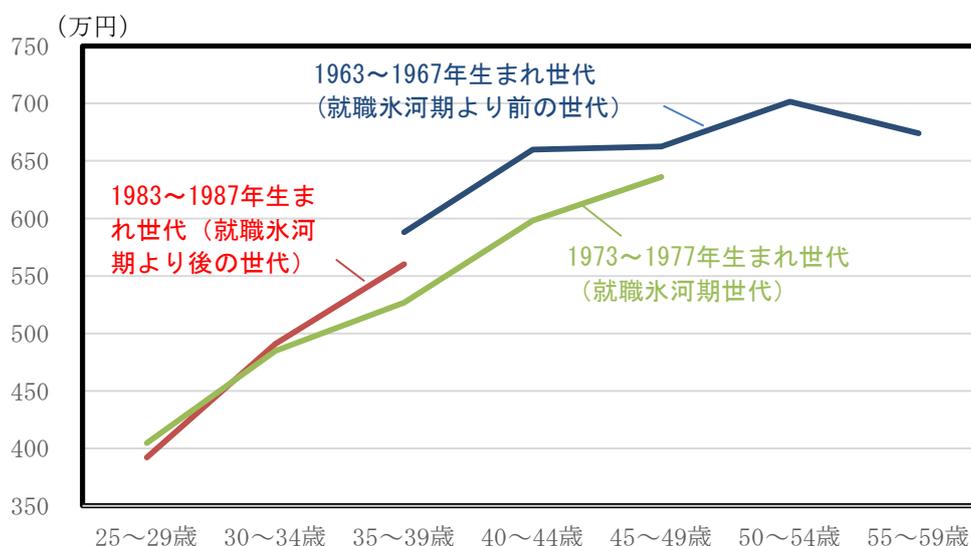
図表7 男性一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移（2012年=100）



（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

コーホート別の男性一般労働者の各年齢階級時点の年収の推移を示したものが、図表8である。図表8を見ると、就職氷河期世代にあたる1973～77年生まれ世代は、30～39歳時点の年収が10年後に生まれた世代（1983～87年生まれ世代）よりも低く、かつ、35～49歳時点の年収が10年前に生まれた世代（1963～67年生まれ世代）よりも低いことが分かる。

図表8 コーホート別 男性一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移

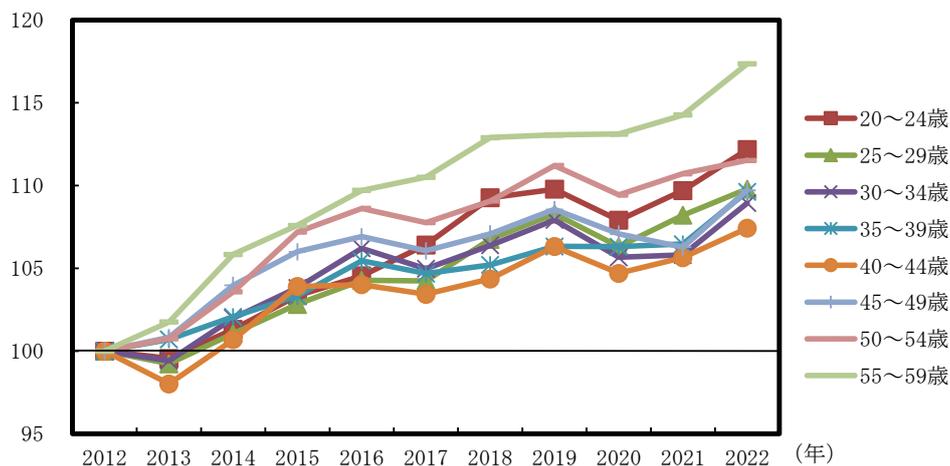


（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

女性一般労働者の年収はコロナ禍前を上回る

女性一般労働者の平均年収は、男性と異なり、2012年から2022年にかけてどの年齢階級でも増加傾向にある（図表9）。コロナ禍の年収の落ち込みも男性と比べて小幅に留まり、2022年時点では、20歳から59歳までの全ての年齢階級でコロナ禍前の2019年の年収を上回っている。

図表9 女性一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移（2012年=100）

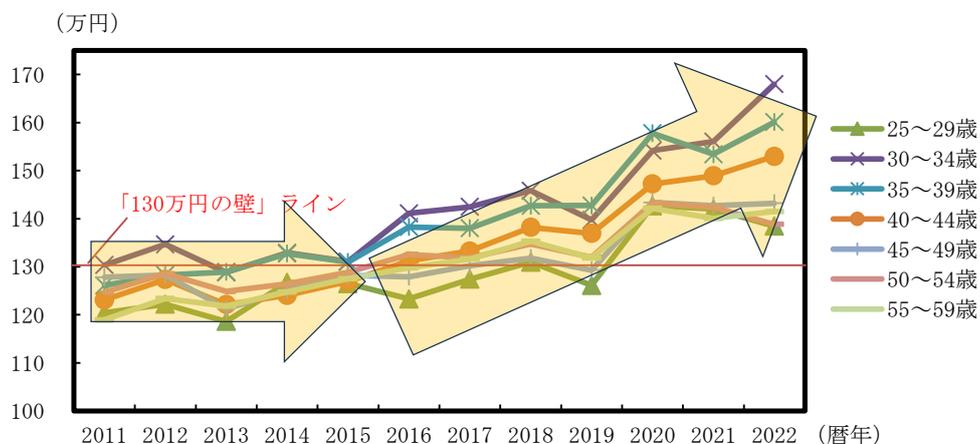


（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

女性短時間労働者は「130万円の壁」を越えてきている

女性短時間労働者の平均年収は、2012年から2015年までは社会保険において扶養扱いを受けられなくなる「130万円の壁」⁸の前後でほぼ横ばいで推移していた。しかし、2016年頃から増加トレンドに転じ、「130万円の壁」を越えて働くようになってきていることが確認できる（図表10）。

図表10 女性短時間労働者の年齢階級別の平均年収の推移

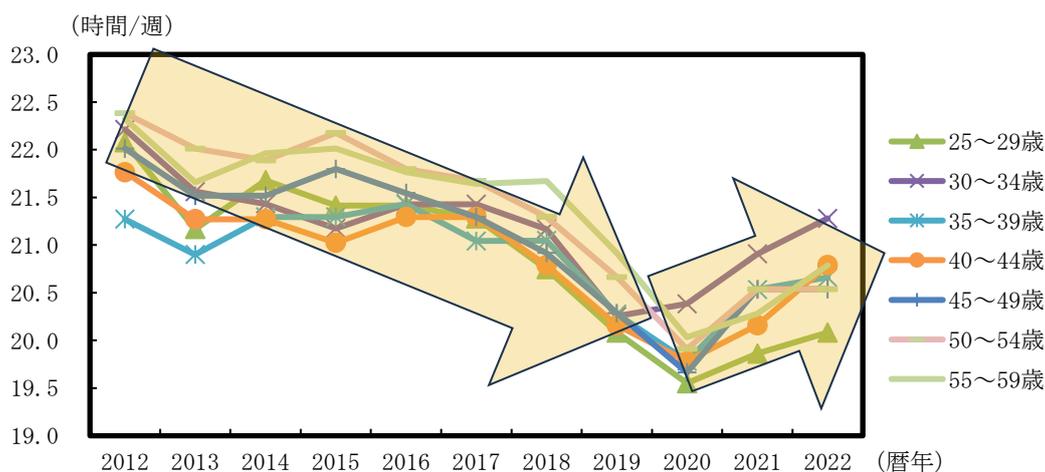


（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

⁸ 2016年10月以後、短時間労働者の社会保険加入要件が改正され、企業規模・勤務時間等の要件を満たす場合、月収8.8万円（≒年収106万円）以上で社会保険に加入することとなっている。

女性の短時間労働者は、2020年までは時給が上がるにつれ労働時間を減らして社会保険料の負担を回避する「就業調整」の様相を示していた（図表11）。しかし、2020年以後は時給が引き続き上昇しているにもかかわらず労働時間は増加傾向に転じている。これは、単にコロナ禍のショックからの労働需要の回復という面もあるが、30～49歳では、2022年の労働時間がコロナ禍前の2019年を上回っており、トレンドが変化している可能性が考えられる。

図表11 女性短時間労働者の年齢階級別の所定内労働時間の推移

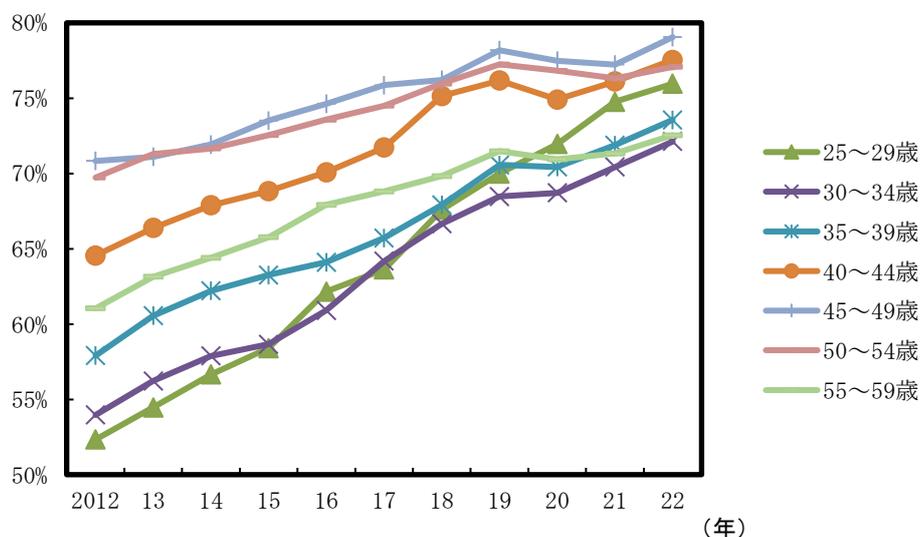


（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

若い年代ほど正規雇用中心に有配偶女性の就業率が大きく上昇

図表12は2012年から2022年までの有配偶女性の年齢階級別の就業率の推移である。

図表12 有配偶女性の年齢階級別就業率の推移



（出所）総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

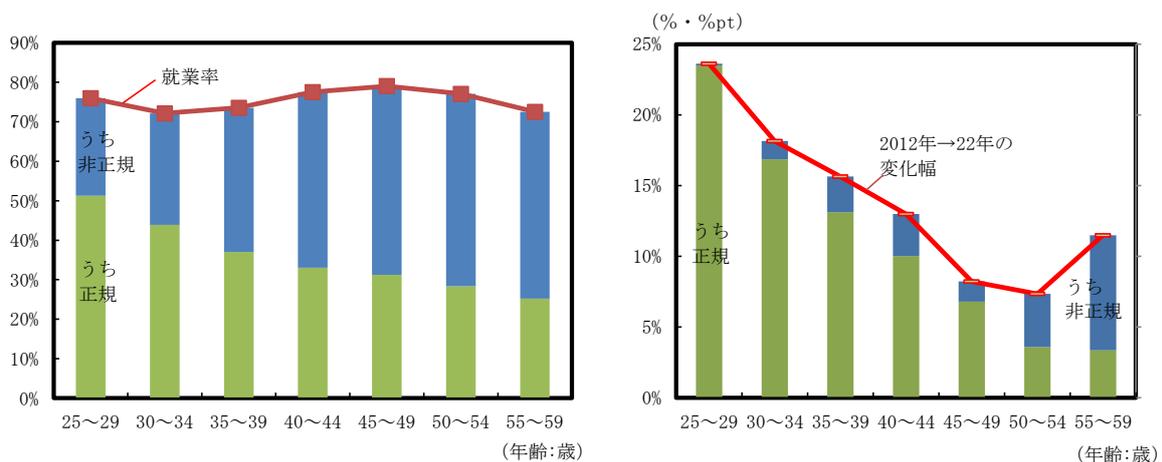
図表 12 を見ると、2012 年時点では就業率は年齢により大きな差があり、45～49 歳では 70.8% であったが、25～29 歳では 52.3% に留まっていた。2012 年時点では、若年有配偶女性の就業率が低く、女性が結婚・出産を機に一度仕事を離れ、子どもが大きくなるにつれて徐々に仕事に復帰していくライフステージの変化が見られた。

2012 年から 2022 年にかけて、どの年代でも就業率が上昇しているが、より若い年齢階級ほど上昇が顕著である。2022 年時点では、25～29 歳の就業率は 76.0% と、2012 年比で 23.6%pt 上昇している。2022 年時点では 25～29 歳から 55～59 歳まで、いずれの年齢階級でも就業率が 70% 台となり、年齢による就業率の差は小さくなった。この間、保育所が急ピッチで新設されたり、育児休業制度が拡充されたりしており、これらの政策により、女性が出産を経ても就業を継続できる環境が整ってきたものといえるだろう。

有配偶女性の就業率を正規・非正規に分けて見たものが図表 13 である⁹。図表 13 右を見ると、40 代以下では就業率の上昇分のほとんどが正規雇用だが、50 代では就業率の上昇部分の多くは非正規雇用であることが分かる。

前掲図表 12 で見たように、2012 年時点では大きくあった年齢別の就業率の差は、2022 年現在では小さくなり、就業率そのものの今後の引き上げ余地は限られる。だが、図表 13 左に示されるように、2022 年現在の有配偶女性の正規雇用での就業率はより高い年齢ほど低い水準に留まっており、40～50 代において、非正規雇用から正規雇用への転換による所得押し上げの余地が大きいといえよう。

図表 13 2022 年の有配偶女性の正規・非正規別就業率(左)と 2012 年比の変化幅(右)



(注) 正規就業率=就業率×雇用者のうち「正規の職員・従業員」の比率。

(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

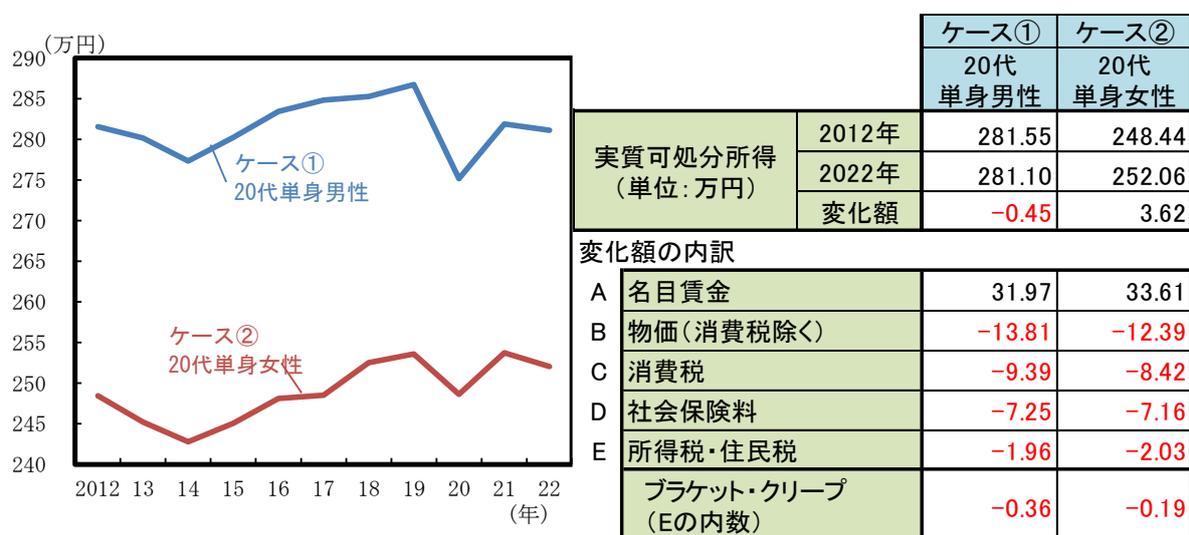
⁹ 労働力調査により有配偶女性の雇用者の正規比率が確認できるのは 2013 年以後である。このため、本レポートでは 2012 年の有配偶女性の正規比率は 2013 年と同値とみなして実質可処分所得の推計を行った。

3. ケース別の実質可処分所得の変動要因

ケース①20代単身男性・ケース②20代単身女性

ケース①20代単身男性・ケース②20代単身女性の実質可処分所得の試算結果（特別給付金を除く）は、図表14に示される。

図表14 ケース①・ケース②の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 実質可処分所得は、特別給付金を除くベースである。
(出所) 大和総研作成

実質可処分所得を減少させる要因は、主に、社会保険料の増加、消費税率の引き上げ、(消費税以外の要因での)物価上昇の3点である。ケース①・ケース②ともに、2012年から2014年にかけてはこれら3点の負担増加により実質可処分所得が減少傾向にあったが、2014年から2019年にかけて実質可処分所得が改善し、2019年時点では2012年比で2%程度高い水準となっていた。

ケース①・ケース②ともに、コロナ禍で2020年に実質可処分所得が落ち込んだ後、2021年は回復したが、2022年は賃金上昇が物価上昇に追い付かず、再び減少している。

2022年の実質可処分所得を2012年と比較すると男性(ケース①)は0.45万円の減少、女性(ケース②)は3.62万円の増加となっている。これは、女性の方が名目賃金の上昇額が多く、男女差が縮小したためである。

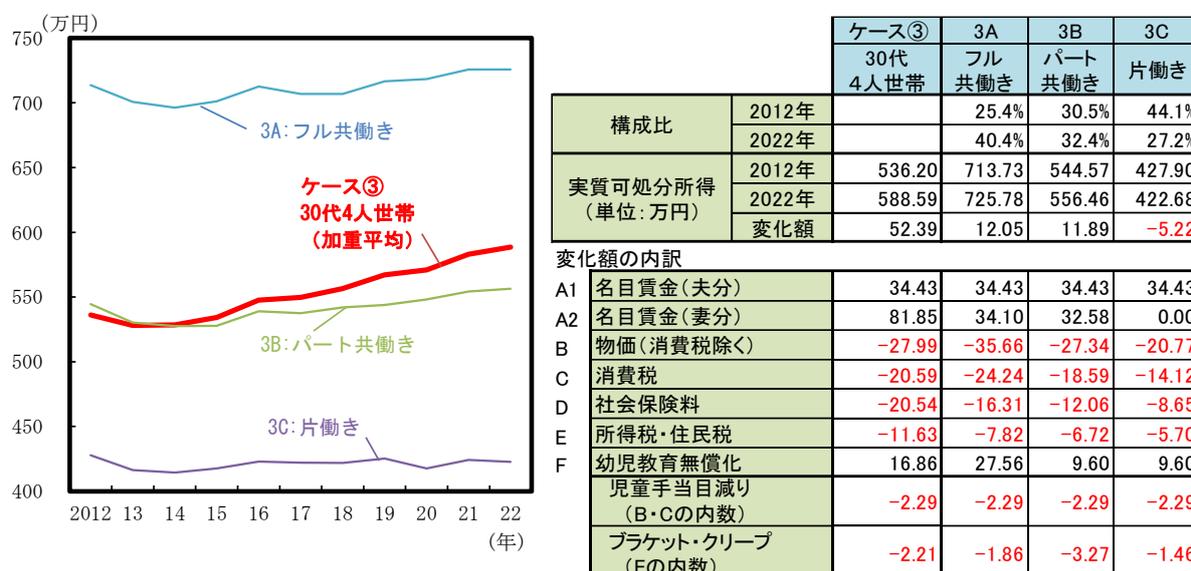
男女の賃金格差縮小の一因となっているのは、残業代である。男性はもともと女性と比べて残業時間が長く、残業代の差が男女の賃金の差の一因となっているが、コロナ禍を経て、男性の残業時間・残業代が減る形で男女差が縮小している。

結婚前の男女の賃金や労働時間の差が縮小すれば、結婚・出産後の男女の役割分担意識も大きく変わる。今後も男女差が縮小するのか動向が注目される。

ケース③30代4人世帯

ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の試算結果（特別給付金を除く）は、図表15に示される。

図表15 ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 実質可処分所得は、特別給付金を除くベースである。

(出所) 大和総研作成

ケース③(30代4人世帯)は、2013年以後、毎年、実質可処分所得が増加し続けている。2012年から2022年にかけての妻分の名目賃金の上昇分(81.85万円)が、物価上昇、消費税率引き上げなどの影響分を大きく上回っているためである。

妻分の名目賃金の上昇の多くは女性の正規雇用での就業率上昇によりもたらされている。世帯構成比では10年間で、妻の収入がない「片働き(3C)」世帯は16.9%pt低下し、(2022年時点で)妻に400.96万円の収入がある「フル共働き(3A)」世帯が15.0%pt、同164.04万円の収入がある「パート共働き(3B)」世帯が1.9%pt上昇している。この変化により、加重平均したケース③の妻の収入は63.26万円(=400.96万円×15.0%pt+164.04万円×1.9%pt)増加した。

女性の働き方が同じ世帯で10年間の実質可処分所得の変化を見ると、「フル共働き(3A)」および「パート共働き(3B)」世帯では実質可処分所得が10万円強増加しているのに対し、「片働き(3C)」の世帯は5.22万円減少している。

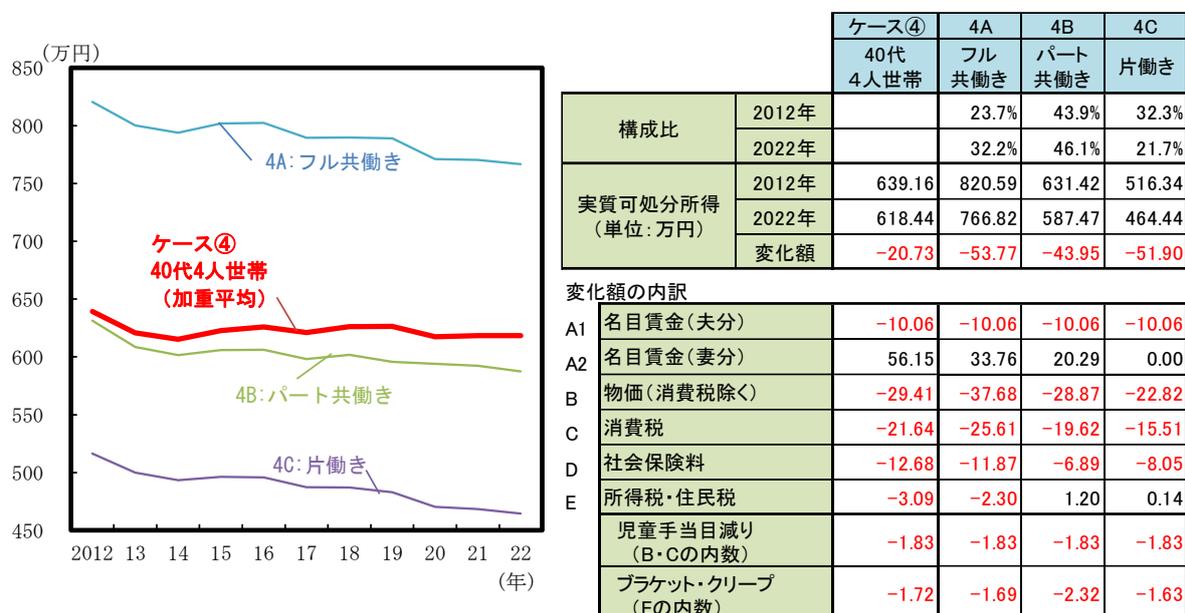
この間、女性が被保険者(≒正規雇用)の世帯では出生率が上昇しているが、女性が被扶養者(≒専業主婦やパートタイム等)の世帯における出生率低下の影響が大きく、日本全体の出生率は低下傾向にある¹⁰。少子化対策の観点からは、子の乳幼児期に女性が被扶養者となる世帯への給付の必要性が示唆される。

¹⁰ 是枝俊悟・佐藤光・和田恵・石川清香「[正社員女性の出生率上昇トレンドは2021年度も継続](#)」(2023年4月12日、大和総研レポート)を参照。

ケース④40代4人世帯

ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の試算結果（特別給付金を除く）は、図表16に示される。

図表16 ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 実質可処分所得は、特別給付金を除くベースである。

(出所) 大和総研作成

ケース④においては、2012年から2022年にかけての10年間を通じて、実質可処分所得の低下が続いている。その要因としては、夫の名目賃金が10年間で10.06万円減少していることが挙げられる。妻分の名目賃金は10年間で56.15万円上昇し、夫婦合算での名目賃金は上昇しているが、物価、消費税、社会保険料などの負担増要因がこれを上回ったため、実質可処分所得は低下している。女性の名目賃金上昇は、ケース③と同様に、「フル共働き(4A)」の割合の上昇の影響が大きい(10年間で9.5%pt増×年収427.78万円＝年36.4万円の賃金増)。

女性の働き方を固定したケースを見ると、「フル共働き(4A)」、「パート共働き(4B)」、「片働き(4C)」のいずれも実質可処分所得が40万円～50万円程度減少している。それぞれの働き方の40代の4人世帯は、10年前の40代の同じ働き方の4人世帯より使えるお金が少なくなっていることを意味し、世代としての苦境が見て取れる。

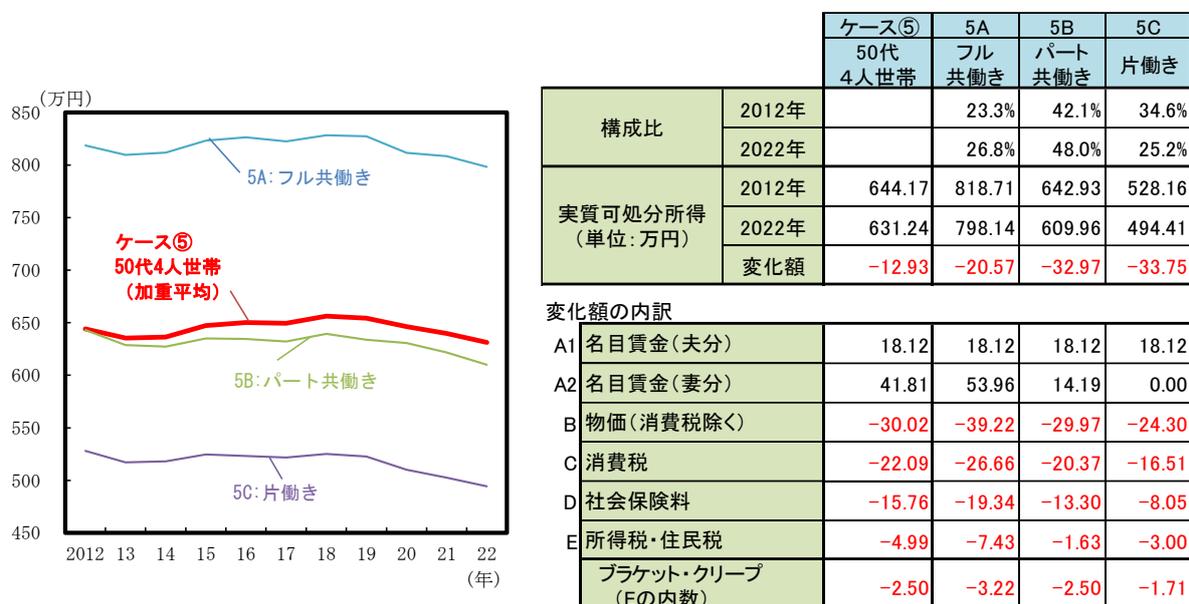
40代においては、いかに賃金を上昇させられるかが課題となる。政府は、『『リ・スキリングによる能力向上支援』、『個々の企業の実態に応じた職務給の導入』、『成長分野への労働移動の円滑化』という『三位一体の労働市場改革』¹¹を行うことで構造的に賃金が上昇する仕組みを作るとしており、これらの施策が実効性を持つのか注目される。

¹¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(2023年6月16日閣議決定、p.4)

ケース⑤50代4人世帯

ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の試算結果（特別給付金を除く）は、図表17に示される。

図表17 ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 実質可処分所得は、特別給付金を除くベースである。

(出所) 大和総研作成

ケース⑤は、2014年から2019年にかけては、ケース①・②・③と同様に実質可処分所得が増加傾向にあったが、2020年以後は減少傾向に転じている。これは、2020年以後50代男性の賃金が低下傾向にあるため（前掲図表7参照）、コロナショックのほか、就職氷河期世代の先頭が50代に入ったことや、賃金カーブのフラット化が進んだことも影響していると考えられる。ケース⑤の2022年の実質可処分所得は、2012年より12.93万円低い水準となっている。女性の働き方を固定したケースを見ると、実質可処分所得の減少がより顕著で、「フル共働き（5A）」、「パート共働き（5B）」、「片働き（5C）」のいずれも20～30万円程度実質可処分所得が減少している。名目賃金に着目すると、「フル共働き（5A）」では妻分の名目賃金の上昇が53.96万円と比較的大きくなっているが、それでも物価上昇や消費税率引き上げなどの負担増要因に及ばず、世帯での実質可処分所得は減少している。

今後、就職氷河期世代が順次50代となり、子どもが高校・大学等に進学する時期を迎える。政府は、少子化対策として、奨学金制度の充実や授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）の創設などの高等教育の負担軽減策を掲げている。これらの施策の出生率上昇効果は大きなものではないが¹²、当面、（世代として実質可処分所得が低い）就職氷河期世代の子どもの高等教育の進学率の低下を防ぐための施策としての役割を持ちそうである。 【以上】

¹² 詳細は、熊谷亮丸ほか「第217回日本経済予測（改訂版）」（2023年6月8日公表、大和総研レポート）の第3章を参照。